

資金管理業務規程の変更について

1. 変更の趣旨

平成19年10月1日をもって、郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等が施行されるため、当該法律に関連する事項を規定している資金管理業務規程第6条第1項、第14条及び別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」の規定を変更する。

また、財団法人自動車リサイクル促進センターで制定している情報公開規程が情報公開規則と名称を変更しているため、資金管理業務規程第32条第1項の表記を変更する。(新旧対照表は別紙のとおり)

2. 変更の内容

- (1) 現行の資金管理業務規程第6条第1項では、再資源化預託金等の收受において、郵便局を利用した払込みを規定しており、また、同規程第14条及び別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」では、再資源化預託金等の運用方法の1つとして郵便貯金を規定しているが、郵政民営化法第5条第1項、同条第2項第4号及び第6条の規定に基づいて、平成19年10月1日に日本郵政公社は解散し、当該公社の銀行業の機能は、郵便貯金銀行(銀行法の適用対象)に承継されることとなるため、該当部分を変更する。
- (2) 現行の資金管理業務規程第32条第1項では、情報公開規程に基づく情報公開を規定しているが、平成18年6月開催の財団法人自動車リサイクル促進センター理事会で、寄附行為との関係において規程・細則等の位置付け・名称を見直すことが審議され、その一環として情報公開規程は情報公開規則と名称変更することが承認された。今般、財団法人自動車リサイクル促進センターでは個人情報保護基本方針(プライバシーポリシー)を制定し、情報公開規則を平成19年7月25日付けで変更したため、資金管理業務規程における該当部分の名称を情報公開規則に変更する。

以上